

1. 安全上のご注意

ご使用前に必ずお読みいただき、お客さまや他の人々への危害や損害を未然に防止するために、必ずお守りください。注意事項は、誤った取り扱いによる危害や損害の程度を、以下の表示で区分しています。

危険 誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定される」内容を示します。

警告 誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容を示します。

注意 誤った取り扱いをすると「傷害を負う可能性および物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容を示します。

絵表示の内容

「一般的な禁止」事項を示しています。

「分解禁止」事項を示しています。

「水ぬれ禁止」事項を示しています。

「必ず行う」事項を示しています。

危険

火災の警報音が鳴ったら、以下の内容を必ず守ってください。

必ず行う 火元を確認し、消火してください。



必ず行う 消火が不可能なときは、避難してください。



警告

禁止 分解や改造はしないでください。故障の原因となります。

禁止 警報器を落下させるなど、衝撃を与えないでください。故障の原因となります。

必ず行う 警報器の取り付け、取り外し、定期点検、異常時の点検・処置などを行うときは、安定した踏み台を使い、十分注意してください。転落・転倒・落下によるけがのおそれがあります。

禁止 ライターの炎やタバコの煙などを使って、点検を行わないでください。火災や故障の原因となります。

注意

禁止 取付位置を移動させないでください。警報の遅れの原因となります。取付位置を変える必要が生じたときは、販売店にご相談ください。

禁止 警報器の前に物を置いたり、取り付けたりしないでください。警報の遅れの原因となります。

禁止 引きひもを引っ張って火災警報音を止めるとき、および作動点検をするときは、強く引っ張らないでください。警報器の落下や、ひも切れのおそれがあります。

禁止 取付ねじ1本で壁面に取り付けられている場合は、引きひもを手前方向に引っ張らないでください。警報器の落下や、取付板が破損するおそれがあります。

水ぬれ禁止 警報器を水につけたり、水をかけたりしないでください。

必ず行う 専用リチウム電池のコネクタは確実に差し込んでください。差し込みが不十分な場合、発熱するおそれがあります。

2. 使用上のご注意

- この火災警報器は煙を感知して警報しますが、次のような場合は煙を感知できないことがあります。また、室内の空気の流れなどにより、煙感知部に煙が到達しなければ警報しません。
 - 火のまわりの早い火災
 - 爆発的な火災
 - 電気火災、薬品火災
 - 煙の発生が少ない火災
- この火災警報器は、火災で発生する煙以外の事象(熱、可燃性ガスの発生、一酸化炭素ガスの発生)は感知できません(ガスもれ、不完全燃焼を感知する機能はありません)。
- 次のような場合は警報音が聞こえないことがあります。
 - 疲労、風邪薬などの服用、飲酒などによる、眠りの深い就寝中
 - 警報器設置場所と人のいる場所の間に音の障害(扉など)がある場合
 - 周囲の騒音(交通、オーディオ、エアコンなど)が大きい場合
 - その他、聴力が弱くなっている場合など
- この火災警報器は、消防法で定められた自動火災報知設備には該当しないため、それらの用途には使用できません。
- 使用温度範囲外での使用や、ホコリなどが多い場所に取り付けたとき、頻繁に点検された場合、長時間音声警報を鳴らされた場合などは電池消耗が早くなり、交換期限前に電池切れ警告する場合があります。

3. 各部のなまえとはたらき

- スピーカー** 火災による煙を感知すると、警報音が鳴ります。
- 交換期限** 警報器の交換期限が表示されています。
- 煙感知部** 煙を感知します。火災などにより、警報器周囲の煙が一定濃度以上になると、それを感知して警報を発します。
- ランプ(赤色・緑色)** 火災による煙を感知すると、赤ランプが点滅します。電池切れや故障しているときは、緑ランプが10秒おきに1回または3回点滅します。
- スイッチ** 警報音を停止させたり、定期点検をするときに使用します。

- 電池カバー** 付属の電池を取り付け、収納します。
※電池の取り付け方法は、取付説明書を参照してください。
- 外部出力端子**
- 引きひも取付穴** この穴に引きひもを取り付けます。
※引きひもはスイッチ側から取り付けます。取付説明書を参照してください。

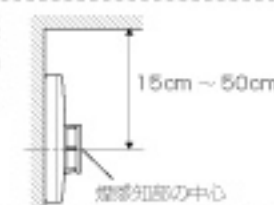
4. 取付位置について

- この警報器は、以下のような場所への設置をおすすめします。居室、寝室、階段、廊下
〔台所には、火災の熱、ガスもれ、不完全燃焼の3つが感知できる「火災警報機能付・ガス警報器びびこ」をお使いください。〕

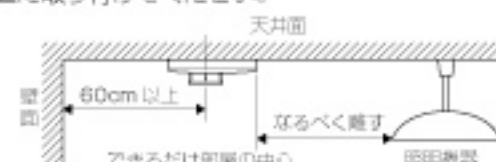
※設置および維持基準については、政省令で定める基準にしたがい、市町村条例で定められています。各市町村によって設置場所が異なる場合がありますので、各市町村が定める火災予防条例を確認してください。

- 警報器のスイッチ(点検、警報音停止兼用)が操作しやすい位置に取り付けてください。

- 壁面に取り付ける場合は、煙感知部の中心が天井面下15cmから50cmまでの範囲にくるように取り付けてください。



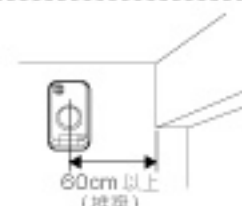
- 天井面に取り付ける場合は、壁よりはりから60cm以上離れた位置に取り付けてください。



- 換気口など、空気の吹出口から1.5m以上離してください。



- 壁面に取り付ける場合は、できるだけぎりぎり壁よりはりから60cm以上離してください。



取り付けてはいけない場所について

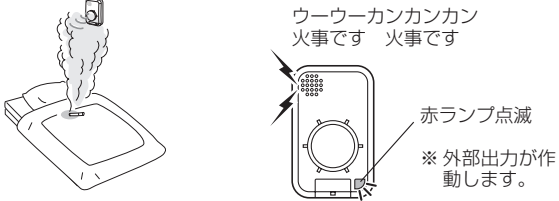
以下の場所には、警報器を取り付けしないでください。誤動作や故障、または感知が遅れる原因となります。

- 浴室内、水のかかる場所、水滴がつく場所。感電や電氣的故障の原因になります。
- 温度が0～+40℃の範囲をこえる場所。警報器としての機能を果たしません。また、誤作動の原因になります。
- タンスなどから60cm以内の場所。
- 火災以外の煙や蒸気がかかる場所、車庫など。
- カーテンウォールなどで仕切られた場所。警報が遅れます。
- 屋外・屋側。屋外・屋側用ではありません。

5. お知らせ機能について

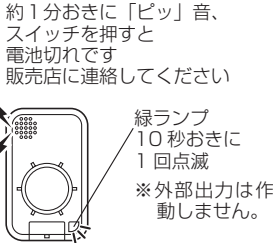
火災による煙が発生したときは

警報器周囲の煙が一定濃度以上になると作動します。



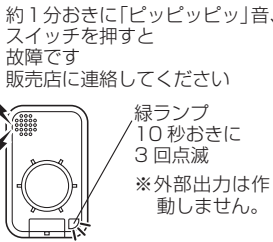
電池切れのときは

電池の電圧が低下すると、緑ランプが10秒おきに1回点滅し、約1分おきに「ピッ」音が鳴ります。スイッチを押すと、「電池切れです 販売店に連絡してください」とお知らせし、以後36時間ランプ表示と「ピッ」音は停止します。



故障しているときは

故障していると、緑ランプが10秒おきに3回点滅し、約1分おきに「ピッピッピッ」音が鳴ります。スイッチを押すと、「故障です 販売店に連絡してください」とお知らせし、以後36時間ランプ表示と「ピッピッピッ」音は停止します。



- ※電池切れ表示中または故障表示中であっても、煙を感知した場合、火災警報が可能であれば火災警報を発します。
- ※36時間の停止中にスイッチを押すと、お知らせの音声を発しますが36時間のタイマーはリセットされません。
- ※36時間を経過すると、再度緑ランプが点滅し「ピッ」音（または「ピッピッピッ」音）が鳴ります。

〈自動試験機能〉

電池切れまたは故障した場合、自動的に感知し、お知らせする自動試験機能を備えています。

おねがい

自動試験機能では、すべての故障は感知できません。
緑ランプが点滅しなくても1ヶ月に1回程度の点検を行ってください。

〈警報履歴確認機能〉

機器が正常に作動しているときに、定期点検時から1週間以内に火災警報または電池切れ・故障があった場合、履歴を表示する機能を備えています。

「ピッ、正常です。ピー」の後に、以下の表示をします。

- 火災警報があった場合、赤ランプが約1秒間点灯します。
- 電池切れ・故障の場合、緑ランプが約1秒間点灯します。

〈交換期限切れ警告機能〉

機器交換期限を過ぎて長期間使用を続けた場合、定期点検時に交換期限切れ警告音声「交換期限を過ぎています 販売店に連絡してください」を発する機能を備えています。

おねがい

交換期限を過ぎた警報器は、電池切れなどにより正常な動作をしないおそれがあります。新しい警報器とお取り替えください。

6. 警報音が鳴ったときの処置のしかた



1 『ウーウーカンカンカン 火事です 火事です』と鳴ったときの処置のしかた

⚠危険

警報音が鳴り、消火が不可能なときは、避難する。



火元を確認し、119番へ通報するなどの適切な処置をしてください。

119番への通報



警報器周囲の煙が一定濃度以下になると、警報音が鳴りやみ、赤（火災警報）ランプが消灯します。



2 火災以外で警報音が鳴ったときの処置のしかた

火災警報音を止めたいとき

スイッチを押してください。引きひもがあるときは、引きひもを引っ張ってください。約5分間警報音が止まります。

※外部出力も停止します。

※火災警報を停止してから5分後、煙感知部が煙を感知している場合は、再度火災警報音が鳴り、赤ランプが点滅します。

※止まっている間に、火災警報動作原因を取り除けば、火災警報は止まります。

警報音が鳴った原因について

火災以外でも次のような場合には、火災警報動作をすることがあります。

- スプレー式殺虫剤、ヘアースプレーが警報器に直接かかったとき。
- タバコの煙を警報器に吹きかけたとき。
- 調理の煙や水蒸気などが警報器にかかったとき。
- くん煙式殺虫剤などの煙殺虫剤を使用したとき。
- 湯気が直接かかったとき。
- 警報器が結露したとき。
- 砂、ホコリ、虫などが警報器の煙感知部に侵入したとき。



7. 定期点検

正常に動作することを確認するために、1ヶ月に1回程度定期点検を行ってください。

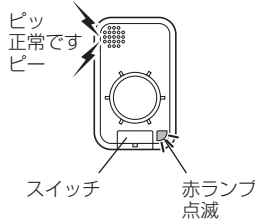
（1週間以上留守にされた場合も点検を行ってください。）

動作機能を確認する

1 火災警報器が警報動作中や警報音停止中でないことを確認する。

テスト機能を使って確認する

- 2 スwitchを押す（約1秒）、または引きひもを引く（約1秒）。
- 「ピッ、正常です。ピー」が1回鳴り、赤ランプが1回点滅すれば正常です。
 - 外部出力は作動しません。



火災警報を鳴らして確認する

- 2 スwitchを約3秒間長押しする。または引きひもを約3秒間引っ張る。
- 火災警報音「ウーウーカンカンカン、火事です。火事です。」が鳴り、赤ランプが連続点滅すれば正常です。
 - 外部出力が作動します。
 - 約1分経過すると、赤ランプが消灯して自動的に終了します。
※1分以内に終了したい場合は、スswitchを押すか引きひもを引くと、赤ランプが消灯して終了します。

- ◆下記の異常などがないか確認できます。
- 煙感知部の異常 ●電源異常 ●スピーカーの異常

〈正常に作動しない場合は〉

故障警告音や交換期限切れ警告音声が届いたり、火災警報音が鳴らない場合は、販売店（リース取扱店）もしくは最寄りの大阪ガスお客さまセンターにご連絡ください。

故障状態では煙を感知できず、火災警報動作をしない場合があります。

アイルス（自動通報サービス）※との接続を点検する場合

- アイルスとの接続を点検される場合は、あらかじめ大阪ガスセキュリティサービスにご連絡ください。
- アイルスが連動動作しないまま放置されますと、火災時の煙でアイルス本体が連動動作しないおそれがあります。

スswitchを約3秒間長押しする。
または引きひもを約3秒間引っ張る。

火災警報音「ウーウーカンカンカン、火事です。火事です。」が鳴り、赤ランプが連続点滅し、アイルス本体が連動動作する。

↓いいえ

火災警報器の外部出力異常か、信号線の異常またはアイルス本体の異常が考えられます。

↓はい

正常です。
もう一度スswitchを押すか引きひもを引くと、赤ランプが消灯し、警報音が止まり、終了します。

※アイルスは、大阪ガスセキュリティサービス（株）のホームセキュリティサービスです。「けむびこ」との接続には、アイルスにご加入いただく必要があります。

アイルス以外の外部機器との接続を点検する場合

- けむびこの外部出力端子にフラッシュライトなどを接続している場合は、けむびこが火災警報中は外部出力が出力し続け、接続機器が連動します。
- 接続機器の鳴動時間などは接続機器側の説明書を参照してください。

8. お手入れのしかた

煙感知部の煙流入口にホコリやくもの巣がつくと、正しく感知しない場合があります。警報器がより良い状態で動作するようにお手入れをおすすめします。

1 警報器を取り外す。

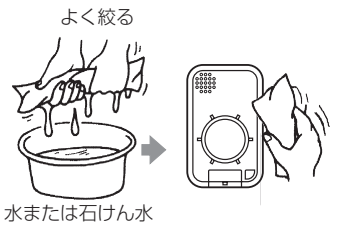
（「9.警報器の取り外し・取り付けかた」参照）

2 警報器および取付部付近の壁面の汚れをふき取る。

布を水または石けん水に浸し、よく絞ってからふき取ってください。
このとき、煙感知部の網にふれないように、注意してください。

おねがい

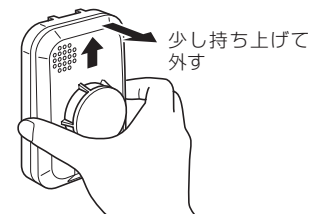
- お手入れするときは、警報器の内部に水が入らないように注意してください。
- お手入れするときは、アルカリ性洗剤、塩素系漂白剤、ベンジン、シンナー、アルコールは使わないでください。
アルカリ性洗剤などを使うと、警報器本体の表面を傷めることがあります。



9. 警報器の取り外し・取り付けかた

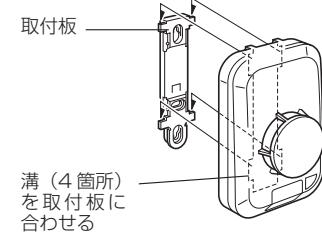
■壁面に取り付けた場合

取り外しかた



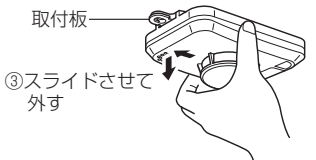
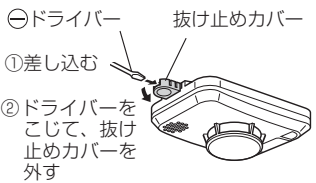
※取付ねじ1本で取り付けた場合は、取付説明書の「4-1」を参照してください。

取り付けかた

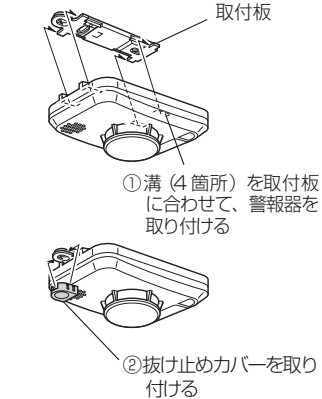


■天井面に取り付けた場合

取り外しかた

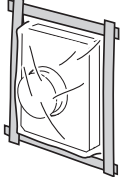


取り付けかた



10. 噴霧式殺虫剤を使用するときは

殺虫剤（くん煙式殺虫剤、加熱蒸散式殺虫剤なども含む）を使用する際は、誤作動のおそれがありますので、警報器を取り外すかポリ袋で覆ってください。噴霧が終わったら、換気後、必ず元の位置に戻してください。また、ポリ袋で覆った場合はポリ袋を取り除いてください。



ポリ袋で覆って
接着テープで周囲を貼る

11. 異常時の点検・処置

修理・サービスを依頼される前に、次の点検および処置をしてください。
下記の点検・処置をしても異常があるときは、販売店（リース取扱店）もしくは最寄りの大阪ガスお客さまセンターにご連絡ください。

こんなときは	ここを確認して	こう処置してください
火災ではないのに火災警報動作する。	調理の煙、浴室からの湯気などが警報器にかかっていませんか？	室内を換気してください。警報が多発する場合は、取付場所に問題がある可能性があります。販売店にご連絡ください。
火災警報動作が止まらない。	— 〔煙感知部内部に砂やホコリ、虫などが入っていませんか？〕	煙感知部内にうちわ、ドライヤー（冷風）などで風を送り、砂やホコリ、虫などを取り除いてください。それでも止まらない場合は専用リチウム電池を抜き、販売店にご連絡ください。
約10秒間隔で緑ランプが点滅する。 約1分間隔で「ピッ」音または「ピッピッピッ」音が鳴る。	スイッチを押したとき、「電池切れです 販売店に連絡してください」のメッセージが鳴りませんか？	電池が消耗しています。販売店にご連絡ください。
スイッチを押したり、引きひもを引いても動作しない。	スイッチを押したとき、「故障です 販売店に連絡してください」のメッセージが鳴りませんか？	警報器の故障が考えられます。販売店にご連絡ください。
引きひもが正しく取り付けられていますか？	電池が正しく取り付けられていますか？	取付説明書の「4-3」を参照し、正しく取り付けてください。
電池が正しく取り付けられていますか？	電池が切れていませんか？（電池切れ表示をしていた。）	電池コネクタを確実に接続してください。（それでも動作しない場合は、販売店にご連絡ください。）
販売店にご連絡ください。	交換期限を過ぎていませんか？警報器本体の交換期限ラベルを確認してください。	販売店にご連絡ください。
交換期限を過ぎています 販売店に連絡してください」が鳴る。	交換期限を過ぎていませんか？警報器本体の交換期限ラベルを確認してください。	交換期限を過ぎている場合は、販売店にご連絡ください。
火災警報器が火災警報動作をしているのに、接続機器が連動しない。	—	警報器の外部出力異常か、信号線の異常です。販売店にご連絡ください。 接続機器の異常です。（接続機器に付属の説明書参照）

12. アフターサービス

この火災警報器の保証期間は、お買い上げ日から5年です（尚、リース契約の場合は、この限りではありません。リース契約書にて、ご確認ください）。保証書内容をよくお読みの後、お買い上げ店、お買い上げ日が記載されている「警報器登録票」または「リース契約書」とともに大切に保管してください。保証期間経過後の故障、電池切れについては、無料修理できず、有料での本体交換となります。要する費用は全てお客さまの負担とさせていただきます。

アフターサービスについてご不明な点がある場合や、引っ越しやお部屋の模様替えなどで火災警報器を移動される場合は、販売店（リース取扱店）または、最寄りの大阪ガスお客さまセンターまでご連絡ください。

13. 機器交換期限

この火災警報器の交換期限は10年です。警報器本体には、交換期限を西暦と月で記入したシールを貼り付けています。ご購入時、お取り付け時にご確認ください。交換期限を過ぎて長期間使用を続けたときは、定期点検時に交換期限切れ警告音を発するようになります。交換期限を過ぎたものは、電池切れなどにより正常な動作をしないおそれがありますので、新しい警報器とお取り替えください。交換期限は保証期間とは異なり、交換期限内であっても保証期間を過ぎている場合は、無料修理はできませんのでご注意ください（リース契約の場合を除く）。

■廃棄について

- 交換期限が過ぎた火災警報器は、新しい火災警報器へのお取り替えの際に、販売店（リース取扱店）にて回収いたします。
- 販売店の店頭でも回収しております。

火災警報器をお客さまで廃棄される場合（リース品を除く）

- お住まいの市町村の廃棄物の処理方法にしたがってください。

この警報器は専用リチウム電池を内蔵しています。

警報器本体を取り外し、以下の要領で専用リチウム電池を取り出してください。

①電池カバーをスライドさせて外してください。

②電池のコネクタを引き抜き、電池を取り出してください。

電池カバー

はすず

専用リチウム電池

コネクタ

引き抜く

⚠ 警告

取り出した専用リチウム電池のコネクタは、ショートしないようにテープなどを巻いてください。

取り扱いによっては高温になり、火傷などの原因となります。

14. 登録

この火災警報器は、コンピュータに登録して管理させていただきます。登録は取り付け時またはガスの開栓時に行い、登録済みの火災警報器には交換期限を西暦と月で記入していますのでご確認ください。

また、交換期限の記入のないものは未登録の場合がありますので、販売店（リース取扱店）または、最寄りの大阪ガスお客さまセンターまでご連絡ください。

交換期限が満了する約1ヶ月前に、登録されているものについては、当社よりお知らせします。交換期限を過ぎたものは、新しいものにお取り替えください。

15. 仕様

機 器 コ ー ド	(4) 102 - 0008 型
型 名	住宅用火災警報器
鑑定型式番号	鑑住第19～63号
電 源	専用リチウム電池（CR17450E-R-CN13）（DC3V）×1コ
機器交換期限	10年（電池寿命 約10年※）
感 知 対 象	火災の煙
感 知 方 式	煙式（光電式）
種 別	2種
警 報 音	「ウーウーカンカンカン 火事です 火事です」
電池切れ警告時	1分おきに「ピッ」音、スイッチを押すと「電池切れです 販売店に連絡してください」
故障時警告時	1分おきに「ピッピッピッ」音、スイッチを押すと「故障です 販売店に連絡してください」
交換期限切れ警告時	スイッチを押すと「交換期限を過ぎています 販売店に連絡してください」
火災警報音量	70dB（A）／m以上（鑑定基準）
寸 法	幅約80mm X 高さ約129mm × 奥行き約33mm
質 量	約130g（専用リチウム電池含む）
使用周囲温度	0℃～+40℃
設 置 場 所	壁面・天井面
外 部 出 力	無電圧a接点（DC30V、100mA以下）・有極性

※ 10年間の寿命を保証するものではありません。温度、湿度、ホコリの量などのご使用環境や点検回数（火災警報回数）などのご使用条件によって短くなる場合があります。お買い上げ後10年以内であっても保証期間を過ぎている場合の電池切れは、無料修理できませんのでご注意ください。

火事発見時は最寄りの消防署へ通報してください。（電話119）

大阪ガスのお問い合わせ先

大阪リビング営業部 ＜お客さまセンター＞
☎ 550-0023 大阪市西区千代崎3丁目南2-37 ☎ 0120 (0) 94817

南部リビング営業部
☎ 590-0973 堺市堺区住吉橋町2-2-19 ☎ 0120 (3) 94817

北東部リビング営業部
☎ 569-8569 高槻市藤の里町39-6 ☎ 0120 (5) 94817

兵庫リビング営業部
☎ 650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8-2 ☎ 0120 (7) 94817

京滋リビング営業部
☎ 600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93 ☎ 0120 (8) 94817

※ 受付時間は、平日9：00～19：00、日祝日9：00～17：00となっております。
※ お電話のおかけ間違いのないようお願いします。
※ 所在地・電話番号などは変更がある場合がありますので、その節はご容赦願います。

大阪ガス株式会社

NS

日本消防検定協会認定品

保管用 保証書付き

日本消防検定協会鑑定品

住宅用・煙式

火災警報器

けむぴこ

型番 (4)102-0008 型

取扱説明書

一般家庭用 屋内専用

●お買い上げありがとうございます。
●ご使用前に必ずお読みいただき
大切に保管してください。

自動試験機能付
住宅用・煙式 火災警報器
けむぴこ
(4)102-0008
警報停止スイッチを押し、
交換期限をリセットしてください。

交換
期限
20 年 月

NS

警報停止
(警報停止スイッチを押し)

ご使用前に

- この商品は煙を感知して警報する機能をもっています。
- この商品は日本消防検定協会の鑑定品です。住宅用防災警報器として設置できます。
- この警報器は、火災による煙を感知して音声で警報を発する機能をもっておりませんが、室内の空気の流れなどにより、煙感知部に煙が到達しなければ警報しません。また、火災の発生を未然に防止したり、火災による損害の拡大を防止する装置ではありません。火災などによる損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。
- センサーの性質上、火災以外の煙や湯気、殺虫剤、スプレー、結露、砂、ホコリ、虫などで警報する場合があります。特に殺虫剤（くん煙式、加熱蒸散式も含む）を使用する前に必ず「10. 噴霧式殺虫剤を使用するときは」をお読みください。

お願い

- この商品は、法律(消防法9条2)で住宅への設置および維持について義務付けられています。お客さまでの維持管理をお願いします。
- この商品は、煙感知部の異常や電池切れを検出して自動的に警告する機能をもっています。警告音やランプの点滅にご注意ください。（「5. お知らせ機能について」参照）
- 維持管理のために、1ヶ月に1回程度、点検を行ってください。また1週間以上留守にされた場合も点検を行ってください。（「7. 定期点検」参照）

A165EOT_ (01) _